

事 務 連 絡
平成 2 9 年 3 月 3 0 日

入札参加の皆様へ

赤 磐 市

建設工事関係契約書（工事・委託）等様式の改正について

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 5 6 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」（昭和 2 4 年大蔵省告示第 9 9 1 号）の一部改正により、平成 2 9 年 4 月 1 日より、工事請負契約書及び委託契約書の様式が改正となります。

記

1 改正内容

- ・支払遅延に対する遅延利息の率の改正

改正前 年 2 . 8 パーセント

改正後 年 2 . 7 パーセント

2 施行日

平成 2 9 年 4 月 1 日